



深川警察署

沼田警察庁舎あんぜん広場

☎ 35-3110



生活道路における自動車の法定速度の引下げ

法定速度が引き下げられます！

令和 8 年 9 月 1 日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は、30 km/h となります。

道内には、市街地の生活道路だけではなく、郊外部でも中央線等がない道路が多くあります。「中央線等がない道路の法定速度は30 km/h」を意識し思いやりのある運転を心がけましょう。なお、すべての道路の法定速度が30 km/h になるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60 km/h です。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路
- ・道路標識で最高速度が指定されている道路は、法定速度ではなく、指定速度が自動車の最高速度となりますので注意してください。

暴力団排除活動の推進

暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。



犯罪の発生状況（令和 8 年 7 月末現在）

町内における犯罪件数

	侵入盗	非侵入盗	粗暴犯	わいせつ犯	その他	合計
令和 8 年	0	0	1	0	0	1
令和 7 年	1	0	2	0	0	3

交通事故の発生状況（令和 8 年 7 月末現在）

町内における交通事故件数

人身事故		物損事故	
令和 8 年	1	令和 8 年	14
令和 7 年	0	令和 7 年	21

詐欺電話が来たら、「#9110」まで、ご相談ください。